

学校における働き方改革のための業務改善方針

子供も先生も元気で笑顔あふれる

学校づくりに向けて



令和2年3月

《令和7年3月改訂》



浜松市教育委員会

目 次

第1章 方針の概要

1 策定の趣旨	1
2 学校における働き方改革の目的	1
3 方針の位置付け	1
4 方針の期間	1
5 方針の対象	1
6 着実な推進に向けて	1

第2章 これまでの取組と成果

1 目標の達成状況	2
2 これまでの主な取組と成果	4

第3章 基本的な方向性

1 4つの方針	7
2 目 標	7
3 基本方針に基づく42の取組	8

参考 取組一覧	16
---------------	----

第1章 方針の概要

1 策定の趣旨

学習指導要領が改訂され、これからの時代を生き抜く子供たちに必要となる資質・能力を確実に備えることのできる学校教育の実現に向けて、教育課程が大きく変わろうとしています。

こうした中、平成31年1月の中央教育審議会答申¹や3月の文部科学事務次官通知²において、学校における働き方改革に関する取り組むべき方策が示され、必要となる取組の徹底が求められています。また、令和元年12月には、「公立義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、教育職員の業務量の適切な管理等について条例等の整備が求められました。

本方針は、こうした国の動きや本市のこれまでの取組成果や課題を踏まえ、学校における働き方改革に関する取組のさらなる推進を図るため策定するものです。

1 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」

2 「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」

2 学校における働き方改革の目的

教職員一人一人のワーク・ライフ・バランスの充実と、教職員が心身ともに健康的に教育活動に従事できる環境を整えることで、子供たちの健やかな成長に向けて教育の質の向上を図ることです。

3 方針の位置付け

本方針は、第4次浜松市教育総合計画における施策「教職員がいきいきと働ける環境の整備」の具体的な取組を示すものです。

4 方針の期間

本方針は、令和2年度から令和7年度までの6年間とします。

（期間の延長について）

現在、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案」が審議されていることを受け、法改正の趣旨等を踏まえて新方針を策定するため、期間を1年間延長するもの。

5 方針の対象

浜松市の市立小中学校、市立高等学校の教職員を対象とします。

6 着実な推進に向けて

- (1) P D C Aサイクルの考えに基づいて、学校と教育委員会が両輪となり、家庭・地域の理解と協力を得ながら各取組を推進していきます。
- (2) 本方針の取組状況や目標の達成状況等を踏まえ、有識者等の意見を参考にしながら評価・検証を行い、必要に応じて見直しを図る等、次年度以降の取組推進につなげます。

第2章 これまでの取組と成果

本市では、平成29年度から、学校における働き方改革に関する推進部会を設置し、教職員の負担軽減に向けた協議を続けてきました。

平成30年3月には、「学校における働き方改革のための業務改善方針」を策定し、時間外在校等時間の削減や心身の健康の維持、教職員の意識改革に取り組んでいます。

これまでの取組により、時間外在校等時間が月80時間以上の教職員数の削減が図られる等、成果が得られています。

「在校等時間」…教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間のこと

1 目標の達成状況

(1) 時間外在校等時間の削減

時間外在校等時間が月80時間以上の教職員数（年間延べ人数）

目標 平成29年度比10%減

令和元年度

23.1%減

【表1】時間外在校等時間が月80時間以上の教職員数（延べ人数）

（単位：人）

年度・校種等	H29	H30	R1	削減率(H29比較)
小学校	1,623	1,420	916	▲43.6%
中学校	6,098	5,798	5,023	▲17.6%
計	7,721	7,218	5,939	▲23.1%

H29比較の削減率算出のため、各年度1月末までの数値を表示。（年間集計が整い次第修正）

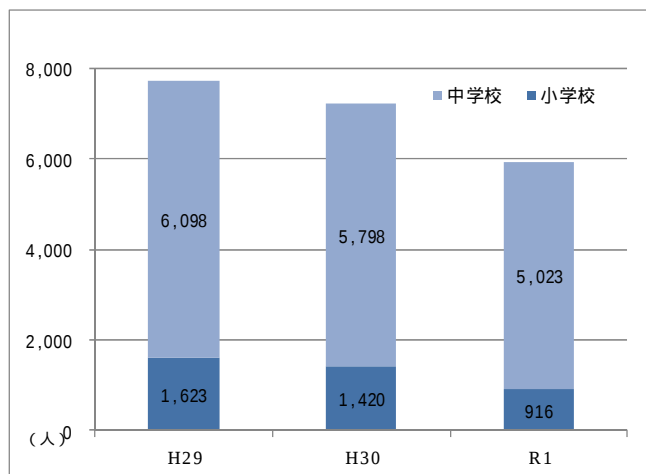
（参考）

年度・校種等	H29	H30	R1	削減率(H30比較)
高等学校	-	171	161	▲5.8%

H30比較の削減率算出のため、各年度6月～12月末までの数値を表示。（年間集計が整い次第修正）

時間外在校等時間が月80時間以上の教職員数は、減少傾向にあるものの、依然多くの教職員が長時間の勤務を行っている実態が分かります。そのうち中学校、市立高校教職員については、部活動指導や生徒指導対応が大きな要因であると考えられます。

今後は、学校・教員が担う業務の明確化や適正化を進め、負担軽減を図っていく必要があります。



(2) 心身の健康の維持（教職員へのストレスチェック）

目標 総合健康リスク 85 未満 **令和元年度** 81

目標 高ストレス者（総合健康リスク 100 以上）の割合 5.2%未満 **令和元年度** 6.0%

総合健康リスクとは...「仕事の負担（量） 仕事のコントロール度」に関する健康リスクと、「周囲の支援」に関する健康リスクから総合的に判定した値。全国平均を 100 とし、数値が高いほどストレス度合いが高い。

【表2】総合健康リスク・高ストレス者の割合の推移

年度 校種等	H29		H30		R1	
	総合健康リスク	高ストレス者	総合健康リスク	高ストレス者	総合健康リスク	高ストレス者
小学校	86	5.7%	83	5.0%	79	5.2%
中学校	91	8.9%	90	7.7%	85	7.3%
高等学校	86	4.3%	89	8.3%	94	7.4%
全体	88	6.7%	85	6.2%	81	6.0%

「総合健康リスク」、「高ストレス者の割合」は、全体では、平成 29 年度以降減少しており、学校における働き方改革を推進してきた成果であると考えます。

しかし、依然として高ストレスの割合は 6.0%を示しており、一部の教職員にストレスが集中していることも推察されるため、高ストレス者の年齢、職階、校種等の分析等により、対応や支援を検討していくことが必要です。

(3) タイムマネジメントを意識した勤務の実施（教職員への意識調査）

「時間の使い方を意識した働き方に努めている」

目標 肯定的な回答の割合 80%以上 **令和元年度** 78.3%

【表3】教職員への意識調査の推移

年度・校種等	H30	R1
小学校	81.3%	79.6%
中学校	72.4%	74.0%
全体	78.6%	78.3%

高等学校は、調査未実施

時間の使い方を意識した働き方に努めている教職員は、約 8 割程度で推移しています。全ての教職員が時間の使い方を意識して働く意識改革が必要です。

2 これまでの主な取組と成果

■ 業務の役割分担・適正化を着実に進めるための方策

(1) 業務の役割分担・適正化を進めるための取組

「学校における働き方改革」の普及・啓発	
H30	・緊急時を除く 18 時以降における学校への連絡の自粛等、教職員が本来業務に専念できる環境づくりに向けた取組への理解と協力を求める文書を保護者へ配付及び地域へ回覧 成果 「18 時以降の連絡が減少した」と回答した学校の割合 59.4% ・広報はままつに学校における働き方改革の取組を掲載
R1	・学校閉庁日、勤務時間外における外線電話対応、部活動運営方針の運用等、各取組への理解と協力を求める文書を保護者へ配付

業務改善事例の収集・周知	
H30	・学校における業務改善事例集の作成 成果 小中学校 57 事例を掲載
R1	・他都市の学校における業務改善事例集の作成 成果 10 県、4 政令市の事例を掲載

出展依頼、家庭向け配布物の精選と審査業務参加の見直し	
H30	・学校への依頼事項について、廃止を含めた見直しを市役所各所属長及び外郭団体等へ通知 成果 削減・見直し等 42 件
R1	・教育関係施設の文書連絡について、必要性の検討と学校の負担軽減を市役所各所属長へ通知 成果 削減・見直し等 70 件 ・コンクール等の審査に係る業務を退職教員へ協力 成果 19 人

コミュニティ・スクール等を通じた学校教育の質の向上	
H30	・C S 推進モデル校による試行・検証の実施 成果 17 校 ・学校支援コーディネーターの配置 成果 17 校へ 37 人 ・C S ディレクター配置 成果 10 協議会へ 11 人
R1	・C S 推進モデル校による試行・検証の実施 成果 24 校 ・学校支援コーディネーターの配置 成果 24 校へ 46 人 ・C S ディレクター配置 成果 18 協議会へ 20 人

学校事務センターにおける学校事務業務の適正化	
H30 R1	・集中処理による業務の効率化、適正化 成果 「教員が担っていた業務が事務職員へ移管され、教員の負担が軽減された」と回答した教頭、主幹教諭・教務主任の割合 70.0%

(2) それぞれの業務を適正化するための取組

通学路の安全確認及び連携強化		
H30	・通学路の安全を見守るスクールガード・リーダーの配置	
R1	成果 H30：19人 ・ R1：18人	
学校給食費の公会計化		
H30	・先進地視察及び課題整理とスケジュール作成	
R1	・作業部会を設置し、システム構築や食材調達方法等の検討を開始	
浜松市中学校部活動運営方針の実施		
H30	・浜松市中学校部活動運営方針を策定	
R1	・浜松市中学校部活動運営方針の運用開始（自主選択制、休養日等） ・部活動運営方針検証委員会を設置	
部活動指導員の配置		
H30	・部活動指導員の配置 成果 H30：16校、21人・R1：25校、37人	
R1	・部活動指導員指導力向上研修の実施 成果 H30：2回 ・ R1：2回	
	・部活動指導員実地研修の実施 成果 R1：1回	
校務アシスタントや理科支援員の配置		
H30	・校務アシスタントの配置 成果 H30：72校 ・ R1：全小中学校	
R1	成果 校務アシスタント配置校における時間外在校等時間月80時間以上の教職員数 年間延べ294人減少（配置後の10か月間 H30.6～H31.3） ・理科支援員の配置 成果 H30：全小学校 ・ R1：全小学校	
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の支援員の配置		
H30	・スクールカウンセラーの配置・派遣 成果 H30：64人・R1：66人	
R1	・スクールソーシャルワーカー 拠点校への配置 成果 H30：12人・R1：12人	
法的相談の支援体制の構築		
H30	-	
R1	・庁内弁護士を活用した法的相談の支援体制の整備 成果 相談件数4件	
スポーツ施設利用事業に係る事務の見直し		
H30	-	
R1	・使用料徴収事務等、新たな運営方針についての検討を開始	

■勤務時間に関する意識改革と時間外在校等時間抑制のための必要な措置

(1) 勤務時間管理の徹底・適正な勤務時間の設定

勤務時間の客観的把握	
H30	・モデル校へタイムレコーダーを設置（８校） 成果 「時間外在校等時間(出退勤時間)を意識するようになった」と回答したモデル校の割合 58.1%
R1	・学校管理運営システム（ミライム）を活用した出退勤時間管理を開始 成果 全小中学校

勤務時間外の連絡対応等の体制整備	
H30	・勤務時間外における自動音声対応運用開始（高校）
R1	・市内の警察署等へ緊急時の連絡体制について協力を依頼（警察部・６警察署） ・勤務時間外における自動音声対応の体制整備（小中学校）

長期休業期間における学校閉庁日の実施	
H30	・学校閉庁日実施への理解と協力、緊急連絡先について保護者へ配付及び地域への回覧
R1	・学校閉庁日の実施 成果 H30：実施校 100%、平均 2.92 日 ・ R1：実施校 100%、平均 3.26 日

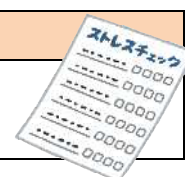
(2) 教職員全体の働き方に関する意識改革

組織管理や時間管理等のマネジメント研修の実施 教職員全体を対象とした勤務時間を意識した働き方に関する研修の実施	
H30	・初任者研修、２年目研修、中堅教諭等資質向上研修、学校経営研修、 学校管理職マネジメント研修、学校運営研修
R1	成果 参加人数 H30：1,028 人 ・ R1：1,452 人

■働き方改革の実現に向けた環境整備

学校運営管理システムの再構築と運用	
H30	・スケジュール管理、会議室予約、出退勤管理等、事務の効率化を図る学校運営管理システムの再構築
R1	・学校運営管理システム(ミライム)運用開始

学校の労働安全衛生管理の充実	
H30	・全教職員を対象としたストレスチェックの実施
R1	成果 受検率 H30：87.6% ・ R1：91.4%



第3章 基本的な方向性

平成31年3月の文部科学次官通知において示された各教育委員会、学校において取り組むことが重要とされる方策や、労働安全衛生管理の視点を踏まえて4つの方針と目標を定め、42の取組（P17 参照）を推進します。

1 4つの方針

- 方針1 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進
- 方針2 学校及び教職員が担う業務の明確化・適正化
- 方針3 学校の組織運営体制の在り方
- 方針4 学校における働き方改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ

2 目標

（1）時間外在校等時間の削減

原則 月 45 時間以内・年 360 時間以内

児童生徒に係る臨時的な特別な事情により勤務せざるを得ない場合は、月 100 時間未満、年 720 時間以内

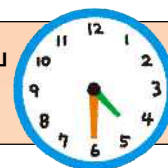
（2）心身の健康の維持（教職員へのストレスチェック）

- ・受検率 100%
- ・総合健康リスク 80 未満
- ・高ストレス者（総合健康リスク 100 以上の割合） 5.0%未満

（3）タイムマネジメントを意識した働き方の実施

教職員への意識調査：「時間の使い方を意識した働き方に努めている」

- ・肯定的な回答の割合 100%



3 基本方針に基づく 42 の取組

○...担当課の取組
...学校の取組

方針 1 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進

(1) 勤務時間の客観的把握

校務支援システムを活用した出退勤時間管理

- 校務支援システムにより教職員の勤務実態を客観的に把握し、本方針の検証や取組の改善に活かします。 (教職員課)
勤務時間管理を徹底し、タイムマネジメントを意識した働き方を推進します。 (学校)

(2) 適正な勤務時間設定と勤務環境の改善

「学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」規定

- 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の改正等を踏まえ、条例、教育委員会規則等で本市の教職員における在校等時間の上限を定めます。 (教職員課)

一年単位の変形労働時間制の整備

- 教職員の在校等時間の実態を把握し、ワーク・ライフ・バランスに配慮した一年単位の変形労働時間制の制度を設計と効果的な運用方法等について検討を行います。 (教職員課)

勤務時間を意識した登下校、部活動等の時間設定

- 登下校時刻、部活動、諸会議等、勤務時間を意識した時間設定を各学校に周知します。 (教育総務課)
登下校時刻、部活動、諸会議等、勤務時間を意識した時間設定を行います。 (学校)

浜松市立中学校部活動運営方針の運用

- 「浜松市立中学校部活動運営方針」の適切な運用に関する指導や検証を行い、部活動の質的向上を目指します。 (指導課)
「浜松市立中学校部活動運営方針」に沿った部活動運営を行います。 (学校)

はままつ式 30 人学級編制の実施

○教員が児童一人一人にしっかりと向き合える環境を整えるため、「はままつ式 30 人学級編制」の対象学年を小学校 3 年生まで拡充して実施します。
(教職員課)

小学校における教科担任制についての検証

○教員の専門性を生かした指導により教育の質の向上を図るとともに、担任教員の負担軽減を図る「教科担任制」の導入に向けた検証を進めます。
(教育センター・教職員課)

長期休業期間における学校閉庁日の実施

○保護者や地域に対し、学校閉庁日の設定について理解と協力を求め、学校閉庁日の実施を推進します。
(教育総務課)
学校の実情に応じて学校閉庁日を設定し、教職員のリフレッシュを図ります。
(学校)

定時退庁日の実施

学校の実情に応じて定時退庁日を設定し、教職員のワーク・ライフ・バランスを推進します。
(学校)

勤務時間外の電話に対する自動音声応答の実施

○自動音声対応機器の保守や保護者からの緊急連絡への対応等、円滑な運用を図ります。
(教育施設課)
家庭や地域の理解と協力のもと、勤務時間外の電話に対する自動音声応答を実施します。
(学校)

事務機器の高機能化

○事務機器の更新時期に合わせて、学校規模等の状況を考慮しながら、プリンター等高機能機器を導入し、事務の効率化を図ります。
(教育施設課)

災害時・緊急時等における情報発信手段の効率化

- 災害時（停電時）や緊急時において、正しい情報を迅速かつ確実に保護者へ発信するため、クラウド型メール配信システムを導入します。（健康安全課）
システムを活用し、発信できる体制を整え、緊急時・災害時に備えます。（学校）
- 学校ホームページの充実を図るため、より効率的・効果的に更新・発信できるコンテンツ・マネジメント・システム（CMS）を導入します。（教育総務課）
システムを活用して、教育活動の様子を効率的・効果的に情報発信します。（学校）

各種システムの導入

- 欠席連絡に係る対応の効率化を図るため、欠席連絡対応システムを導入します。（健康安全課）
- 校務の効率化を図るため、統合型校務支援システムを導入します。（教育総務課）

研修の精査・精選、遠隔システムを活用した研修の導入

- 研修の精査・精選を行うとともに、学校閉庁日の設定等を意識した研修日程を設定します。
- 研修参加に伴う距離的負担の軽減を図るため、遠隔システムを活用した研修を導入します。（教育センター）

教育委員会指定の研究事業についての精査・見直し

- 教育委員会指定の研究事業について、研究テーマの精選や報告書の簡素化、成果発表の在り方等について見直しを行います。（教育センター）

（３）労働安全衛生管理の徹底

学校の労働安全衛生管理の徹底

- 教職員を対象とした健康診断、ストレスチェックを実施し、心身の健康の保持増進を図ります。（教職員課）
全ての教職員が健康診断、ストレスチェックを受検し、健康の保持増進に努めます。（学校）

方針 2

学校及び教職員が担う業務の明確化・適正化

(1) 学校業務の役割分担・適正化

業務の役割分担についての明確化・適正化

- これまで学校・教職員が担ってきた業務、担っている業務について総合的に検証を行い、学校が担うべき業務の明確化・適正化を図るとともに、年齢、職階、校種等に応じた新たな取組や支援について検討します。(各課)

家庭や地域との連携・協働の推進

- 学校・家庭・地域が一体となってより良い教育を実現する仕組みである、コミュニティ・スクールの運営を支援します。(教育総務課)
- コミュニティ・スクールを導入することで、家庭や地域との連携・協働を促進し、学校運営の改善と教育の質の向上を図ります。(学校)

調査依頼業務の見直しと提出文書の簡素化

- 教育委員会から学校に対して行う各種調査・照会について、調査項目を精選するとともに、学校の負担軽減に配慮した回答期限、提出方法等を見直しを図ります。(各課)

出展依頼、家庭向けの配布物の精選と審査業務参加の見直し

- 市役所各課や外郭団体等へ学校への依頼事項の見直しについて周知し、配布方法等の軽減に向けた調整を図ります。
- 各種コンクール等の審査業務について、退職教員に協力を依頼し、現任教職員の負担軽減を図ります。(教育総務課)

各種事務の運営方法の見直し

- 学校施設利用に係る手続きや使用料の徴収方法等を見直し、学校の負担に考慮した新たな運営方法を導入します。(スポーツ振興課)
- 青少年健全育成会に関する事務の簡素化を目指し、検証や見直しを行います。(こども若者政策課)

「はままつ型学校事務」による学校事務の効率化・適正化

- 「はままつ型学校事務」の充実・発展により、学校事務の円滑な集中処理、共同処理を推進し、学校事務の効率化・適正化を図ります。（教職員課）

はままつ型学校事務とは...市内8つの地域を単位とし、「学校事務センター」での集中処理と、「学校事務エリアマネジメント」による共同処理を柱とする共同事務体制のこと

学校事務職員の業務の明確化と学校運営への参画

- 学校事務職員の標準的な職務を明確にし、管理職や他の教職員との適切な業務の連携・分担のもと、主体的・積極的な学校運営への参画を促し、学校の組織力の強化を目指します。

（教職員課）

管理職や他の教職員との適切な業務の連携・分担のもと、学校事務職員の専門性を活かし、より主体的・積極的な学校運営への参画を目指します。（学校）

学校給食費の公会計化と学校徴収金の徴収管理の見直し

- 国のガイドラインや本市の実情を踏まえ、学校給食費の公会計化移行に向けた調整を進めます。また学校徴収金の徴収管理についても、給食費の公会計化と併せて、システム化を検討します。（健康安全課・教育総務課）

- 金融機関と連携し、学校徴収金に係る事務負担軽減策を検討します。（教職員課）

「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」（文部科学省）

保護者・地域・関係機関と連携した登下校の安全確保

- 「浜松市通学路交通安全対策連絡会」において関係機関との連携強化と安全対策整備の推進を図るとともに、地域ぐるみの学校安全体制整備を推進し、登下校の安全を確保します。

（健康安全課）

保護者やスクールガード・リーダー等と連携して登下校の安全確保に努めます。（学校）

はままつ人づくりネットワークセンターの充実

- 学校のニーズを把握して講座内容の充実を図るとともに、授業等に利用しやすい仕組みを構築します。（教育総務課）

必要に応じて「はままつ人づくりネットワークセンター」の講座を活用し、教育活動の充実を図ります。（学校）

(2) 学校単位での見直し

学校単位の計画等の見直し

学校単位で計画等を作成する場合、既存の計画の整理、統合を検討し、学校の実情に応じた効果的な計画を策定します。(学校)

学校行事の精選や内容の見直し

学校行事と教科等の関連性を見直し、教科等の指導と位置付けることが適切なものについては、積極的に当該教科等の授業時数に含めるよう検討します。(学校)

新たな計画策定時における既存計画の活用

○教育委員会が学校に対して新たな計画の策定を求める場合、既存の計画への整理・合理化等、見直しの範囲内で対応することを検討します。(各課)

(3) 学校を支える専門スタッフの配置

校務アシスタントの配置

○教員が児童生徒と向き合う時間を確保するため、教員の業務を支援する校務アシスタントを全小中学校、市立高校に配置します。(教職員課・市立高校)
校務アシスタントを活用して、教員の業務の効率化や負担軽減を図ります。(学校)

各種支援員等の配置

○多様な専門性を持つ人材により、きめ細やかな指導・支援の充実を図ります。(教職員課・教育支援課・市立高校)
各種支援員等と連携し、教育活動の充実や円滑な学校運営を図ります。(学校)

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置

○複雑化・多様化する課題を抱える子供や保護者への切れ目ない支援を行うため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置・派遣します。(指導課・教育支援課)
専門スタッフと連携し、子供や保護者に寄り添った支援を行います。(学校)

部活動指導員の配置

- 中学校の部活動について質的向上と顧問教員の負担軽減を図るため、部活動指導員を配置します。
(指導課)
- 部活動指導員と連携した部活動運営により、質的向上と顧問教員の負担軽減を図ります。
(学校)

法的相談に対する支援

- 学校に対する過剰な要求等の課題解決に向け、庁内弁護士等を活用した法的相談を実施するとともに、本市の相談事例の共有を図ります。
(教育総務課)
- 法的根拠に基づいた対応等について、訴訟実務等の経験を踏まえた弁護士による研修を実施します。
(教育センター)

方針 3 学校の組織運営体制の在り方

(1) 意識啓発と研修の実施

学校における働き方改革に関する研修の実施

- 管理職を対象として組織管理や時間管理等に関する研修を実施します。
- 教職員全体の意識改革とマネジメント力の向上を図るため、「タイムマネジメント」「組織マネジメント」「カリキュラム・マネジメント」に関する研修を実施します。
(教育センター)

学校組織マネジメントの確立に向けた管理職に求められる能力の明確化

- 総合的な学校組織マネジメントの確立に向け、管理職に求められる能力を「浜松市校長育成指標」等において明確化します。
(教育センター)

業務改善事例の収集・啓発

- 市内の学校や他都市の先進的な業務改善事例を収集、紹介することにより、業務改善を啓発します。
(教育総務課)
- 他校の取組等の先進事例を参考として自校の業務改善に活かします。
(学校)

(2) 働き方改革の視点を盛り込んだ学校運営

働き方に関する視点を盛り込んだ経営方針等の明確化

教職員の働き方に関する視点を経営方針等へ盛り込んだ学校経営を推進するとともに、教職員の意識改革を図ります。 (学校)

校内業務の適正化と事務分担の見直し

教職員一人一人が、自らの業務を適正化の観点から見直し、より効果的に行うことができるよう、改善を図ります。
一部の教職員に業務が偏ることがないように、校内の分掌を見直します。 (学校)

方針 4

学校における働き方改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ

(1) 学校における働き方改革の普及啓発

家庭・地域への普及啓発

○学校における働き方改革の趣旨等を家庭や地域へ周知し、理解と協力を得ながら取組を推進します。 (教育総務課)

(2) 学校における働き方改革に関する各取組の進捗管理

学校における働き方改革に関する各取組の進捗管理

○各取組の進捗管理を毎年度行うとともに、教職員の勤務実態や、国の指針等を踏まえ、取組を見直す等、継続的な業務改善を図ります。 (教育総務課)

関連予算の確保

○学校における働き方改革に関する各取組について必要な予算確保に努めます。 (各課)

参考 取組一覧

1 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進			頁
(1)	校務支援システムを活用した出退勤時間管理		
	「学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」規定		
	一年単位の変形労働時間制の整備		8
	勤務時間を意識した登下校、部活動等の時間設定		
	浜松市立中学校部活動運営方針の運用		
	はままつ式 30 人学級編制の実施		
(2)	小学校における教科担任制についての検証		
	長期休業期間における学校閉庁日の実施		9
	定時退庁日の実施		
	勤務時間外の電話に対する自動音声応答の実施		
	事務機器の高機能化		
	災害時・緊急時等における情報発信手段の効率化		
	各種システムの導入		
	研修の精査・精選、遠隔システムを活用した研修の導入		10
	教育委員会指定の研究事業についての精査・見直し		
(3)	学校の労働安全衛生管理の徹底		
2 学校及び教職員が担う業務の明確化・適正化			頁
	業務の役割分担についての明確化・適正化		
	家庭や地域との連携・協働の推進		
	調査依頼業務の見直しと提出文書の簡素化		11
	出展依頼、家庭向けの配布物の精選と審査業務参加の見直し		
(1)	各種事務の運営方法の見直し		
	「はままつ型学校事務」による学校事務の効率化・適正化		
	学校事務職員の業務の明確化と学校運営への参画		
	学校給食費の公会計化と学校徴収金の徴収管理の見直し		12
	保護者・地域・関係機関と連携した登下校の安全確保		
	はままつ人づくりネットワークセンターの充実		
(2)	学校単位の計画等の見直し		
	学校行事の精選や内容の見直し		
	新たな計画策定時における既存計画の活用		13
(3)	校務アシスタントの配置		
	各種支援員等の配置		
	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置		
	部活動指導員の配置		
	法的相談に対する支援		14
3 学校の組織運営体制の在り方			頁
(1)	学校における働き方改革に関する研修の実施		
	学校組織マネジメントの確立に向けた管理職に求められる能力の明確化		14
	業務改善事例の収集・啓発		
(2)	働き方に関する視点を盛り込んだ経営方針等の明確化		
	校内業務の適正化と事務分担の見直し		15
4 学校における働き方改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ			頁
(1)	家庭・地域への普及啓発		
(2)	学校における働き方改革に関する各取組の進捗管理		15
	関連予算の確保		



令和 2 年 3 月発行《令和 7 年 3 月改訂》

発行者 浜松市教育委員会

浜松市中央区中央一丁目 2 番 1 号

イーステージ浜松 オフィス棟 6 階

TEL : 053-457-2401 FAX : 053-457-2404

E-mail : k-kikaku@city.hamamatsu-szo.ed.jp

ウェブサイト URL <http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>

